

21文科振第305号
平成22年2月16日

総合科学技術会議議長
鳩山由紀夫 殿

文部科学大臣
川端達夫

内閣府設置法第26条第1項第2号の規定に基づき、次の事項について、理由及び別添のとおり案を添えて諮問します。

諮問第13号「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針の改正について」

理 由

ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針(平成21年文部科学省告示第156号)の一部を改正するため案を作成したので、同指針附則第4条第2項に基づき、貴会議に意見を聴くことが必要なため。

別添

ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針の改正（案）

ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針（平成二十一年文部科学省告示第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とする。

第十条第三項中「第一項、第十二条第一項、第十三条第一項及び第二項第二号、第十四条第一項、第二項及び第四項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第三項、第三十条第二項及び第三項、第三十六条第二項及び第三項、第三十七条第三項、第四十四条第一項第六号並びに第五十三条第二項第二号及び第四項から第八項までの規定」を「この指針の規定（前項を除く。）」に改める。

第二十四条第三項第七号中「のあること」を「がある場合には、その旨」に改め、第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 ヒトES細胞から生殖細胞を作成する可能性がある場合には、その旨及び当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。

第五十二条第四号中「ヒトES細胞からの生殖細胞」を「ヒトES細胞から作成した生殖細胞を用

いたヒト胚」に改める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から実施する。

「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」に関する新旧対照表

改正案

現行

<p>3 2 第 一 二 二 六 四 十 六 条 四 条 (略) 条 (略)</p> <p>(インフォームド・コンセントの説明)</p>	<p>第 一 条 (定義) (略)</p> <p>一 二 二 三 十 二 三 (略)</p> <p>二 十 三 (削除)</p> <p>二 十 三 (略)</p> <p>第 十 条 (樹立機関の長) (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 前項ただし書の場合においては、この指針の規定 (前項を除く。)中「樹立機関の長」とあるのは「 樹立機関の長の業務を代行する者」と、第五十三 第一項中「当該機関の長」とあるのは「当該機 長 (樹立機関の長の業務を代行する者を含む。) と、それぞれ読み替えるものとする。」</p>
<p>3 2 第 一 二 二 六 四 十 六 条 四 条 (略) 条 (略)</p> <p>(インフォームド・コンセントの説明)</p>	<p>第 一 条 (定義) (略)</p> <p>一 二 二 三 十 二 三 (略)</p> <p>二 十 三 細胞の使用を総括する立場にある者をいう。 二 十 四 (略)</p> <p>第 十 条 (樹立機関の長) (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 前項ただし書の場合においては、第一項、第十二 条第一項、第十三条第一項及び第二項第二号、第十 四条第一項、第二項及び第四項、第十五条第一項及 び第二項、第十六条第一項から第三項まで及び第五 項から第七項まで、第十七条、第十八条第一項及び 第二項、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条 第三項、第三十条第二項及び第三項、第三十六条第 二項及び第三項、第三十七条第三項、第四十四条第 一項第六号並びに第五十三条第二項第二号及び第四 項から第八項までの規定中「樹立機関の長」とある のは「樹立機関の長の業務を代行する者」と、第五 十三条第一項中「当該機関の長」とあるのは「当該 機関の長 (樹立機関の長の業務を代行する者を含む 。)」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>

<p>五 九 (略)</p>	<p>並びにヒトの作成を行わないこと。</p>	<p>、物の胎内への移植その他の方法による個体の生成</p>	<p>四 一 (略)</p>	<p>五 二 (略)</p>	<p>第 (海外使用機関の基準)</p>	<p>四 五 (略)</p>	<p>九 五 (略)</p>	<p>八 五 (略)</p>	<p>七 五 (略)</p>
<p>五 九 (略)</p>	<p>並びにヒトの作成を行わないこと。</p>	<p>、物の胎内への移植その他の方法による個体の生成</p>	<p>四 一 (略)</p>	<p>五 二 (略)</p>	<p>第 (海外使用機関の基準)</p>	<p>四 五 (略)</p>	<p>八 五 (略)</p>	<p>七 五 (略)</p>	<p>七 五 (略)</p>